

身元保証機関登録申請マニュアル

令和8年8月

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

身元保証機関制度について

医療滞在査証（医療滞在ビザ）とは、日本の医療機関の指示による全ての行為（人間ドック、健康診断、検診、歯科治療、療養（温泉湯治を含む。）等）について、これを受けることを目的として訪日する外国人患者・受診者等（以下「外国人患者等」という。）及び同伴者に対して発給されるものです。医療滞在査証の申請には、登録を受けた身元保証機関による身元保証を受ける必要があります。

本マニュアルでは、旅行業者が身元保証機関として登録を受けるために必要な申請等の手続きについて定めます。

登録の申請先

- **旅行業者**は、**観光庁及び外務省**で審査・登録を行います。
「医療滞在査証の申請に必要な身元保証を行う旅行業者の登録基準」をご確認の上、本マニュアルを参考に必要書類を作成し、まずは観光庁にメールにて事前相談をお願いいたします（相談窓口・申請書類の提出先は最終ページ参照）。
注：旅行サービス手配業は旅行業者に該当しないためご注意ください。
- **旅行業者以外の法人**は、**経済産業省及び外務省**で審査・登録を行います。
詳しくは、経済産業省へお問い合わせください。
「医療滞在査証に係る身元保証機関」（経済産業省ウェブサイト）

(1) 登録申請書類一覧

身元保証機関登録申請にあたり、以下の書類を提出してください。

登録基準別紙	提出必要書類	様式及び添付書類	本書参考
	身元保証機関登録申請書	様式 1	4 頁
①	旅行業登録通知書等の写し		
②	主たる営業所以外の営業所所在地		
③	登録申請の月を含む前一年間における海外在住の外国人患者・受診者の受入業務の実績	- 別紙 1 - 実績を証明する資料 - 外国人患者等のパスポートの写し（ある場合）	5 頁
④	外国人患者等の受入業務に係る提携を示す提携契約書等の写し		6 頁
⑤	外国人患者等の受入業務部門の組織図		7 頁
⑥	外国人患者等の受入業務部門従事者の役職を併記した名簿		8 頁
⑦	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書		9 頁
⑧	緊急時支援体制	- 別紙2 - 事故処理マニュアル	10頁
⑨	登録基準第二条第七号に該当しないことを申告する文書	別紙 3	11頁
⑩	登録基準第二条第八号の内容を確約する旨の文書	別紙 4	11頁
⑪	供託書等（営業保証金又は旅行業協会に加入している場合は弁済業務保証金分担金）の写し		

様式 1

身元保証機関登録申請書	
① 氏 名 (法人にあっては、その名称)	〇〇株式会社
② 住 所 (法人にあっては、その所在地)	(〒 100 - 8918) 東京都千代田区霞が関 2-1-2
③ 代表者氏名 (法人の場合)	国土 太郎
④ 主たる営業所の名称、所在地及び 連絡先	(〒 100 - 8918) 東京都千代田区霞が関 2-1-2 (TEL:03-5253-8111 FAX:03-5253-8111) (E-mail:hqt-medical-stay-viza@gxb.mlit.jp)
⑤ 商 号	〇〇株式会社
⑥ 旅行業登録通知書等の写し	別添のとおり 登録年月日: 2022 年 4 月 19 日 登録期間 : 2027 年 4 月 18 日
⑦ 登 録 番 号	観光庁長官・(東京都) 知事 (第二種 第三種 第 3-〇〇〇 号)
⑧ 営 業 所 数	3 箇所(主たる営業所以外の営業所所在地別添のとおり)
⑨ 登録申請の月を含む前一年間における海外在住の外国人患者・ 受診者の受入業務の実績	2025 年 9 月 ~ 2026 年 8 月 11 人 (別紙 1 及び別添のとおり)
⑩ 外国人患者等の受入業務に係る 提携を示す提携契約書等の写し	別添のとおり (参考資料として提携契約書等の写しを提出してください。)
⑪ 国内医療機関受入業務部門 従事者数	5 名 (組織図は別添のとおり)
⑫ 対応可能外国語及び対応人数	(中国) 語 : (2) 名 (英) 語 : (3) 名 () 語 : () 名
⑬ 財 務 諸 表 等	別添のとおり
⑭ 緊 急 支 援 体 制	別紙 2 のとおり
⑮ 登録基準第二条第七号に該当 しないことを申告する文書	別紙 3 のとおり
⑯ 登録基準第二条第八号の内容を 確約する旨の文書	別紙 4 のとおり
⑰ 供託書等 (営業保証金又は旅行業 協会に加入している場合は弁済業 務保証金分担保) の写し	別添のとおり
⑱ 所 属 ・ 担 当 者 氏 名 ・ 連 絡 先	(所 属) 〇〇株式会社 国際事業部 受入業務課 (氏 名) 観光 花子 (TEL:03-5253-8111 FAX:03-5253-8111) (E-mail:hqt-medical-stay-viza@gxb.mlit.jp)
2026 年 8 月 22 日	
外務省領事局外国人課長 殿 観光庁観光資源課長	
医療滞在査証の申請に必要な身元保証を行う旅行業者の登録基準に基づき、身元保証機関の登録申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
申請者の氏名又は名称 〇〇株式会社 代表取締役 国土 太郎	

作成上の留意点

- ④主たる営業所の名称、所在地及び連絡先
営業所の名称は旅行業登録と同一のものを記入してください。
- ⑧営業所数
主たる営業所以外にも営業所がある場合は別紙（様式は指定なし。）に記載してください。
- ⑨登録申請の月を含む前一年間における海外在住の外国人患者・
受診者の受入業務の実績
期間は本登録申請月を含む一年間になるように
(左図の青印における年月が一致するように。) 記入してください。
- ⑩外国人患者等の受入業務に係る提携を示す提携契約書等の写し
外国人患者等の受入業務について、医療機関と提携を行っている件数を記入してください。
- ⑱所属・担当者氏名・連絡先
本申請に関して、観光庁からの問合せや質問に回答できる担当者の情報を記入してください。
- その他
申請者の氏名が記載されていることを確認してください。

提出書類

- ✓ (別紙1) 過去1年間の外国人患者・受診者の国内医療機関受入業務実績一覧
- ✓ 実績を証明する資料※等
 - ※ 医療機関が発行した領収書や健診結果表等の外国人患者等の氏名、受診日、受入医療機関名が明記されている資料
- ✓ 外国人患者等のパスポートの写し(ある場合)

○ 登録申請の月を含む過去1年間の実績を提出してください。

例：2026年8月に申請する場合 ⇒ 2025年9月～2026年8月の実績

注：期間は1年間を超えないように設定してください。

- 過去1年間に十名以上の受入業務実績が必要となります。
- 申請者又は申請法人が旅行業の登録を受けてから一年以上経過していることが必要となります。
- 実績を証明する資料等が添付されていない場合は実績として認めることができません。
- パスポートの写しの提出がない場合、ある場合と比較して審査に時間を要します。
- 同一人物による複数回の受診は1人分の実績とみなすため、重複して記載しないでください。
- 外国人患者等には、同伴者は含みません。



〈参考〉登録基準 第二条第二号イ

過去一年間に、継続して十名以上の海外在住の外国人患者、受診者等の国内医療機関への受入業務の実績があること。

外国人患者等の受入業務に係る提携を示す提携契約書等の写し

提出書類

✓ 外国人患者等の国内医療機関への受入業務に係る提携を示す提携契約書等の写し

- 仲介業者等の医療機関以外の法人との提携は認められません。
- 提携契約書等には、提携内容、医療機関と申請者の責任分界、費用の支払方法、個人情報に関する取扱い等を含めてください。
- 申請時に本契約が有効であることを確認してください。
- 提出するものは受入実績のある医療機関との提携契約書等としてください。

契約書

甲 _____ (印)
乙 _____ (印)

〈参考〉登録基準 第二条第二号ロ

国内医療機関と受入業務に係る提携を有すること。

外国人患者等の受入業務部門の組織図

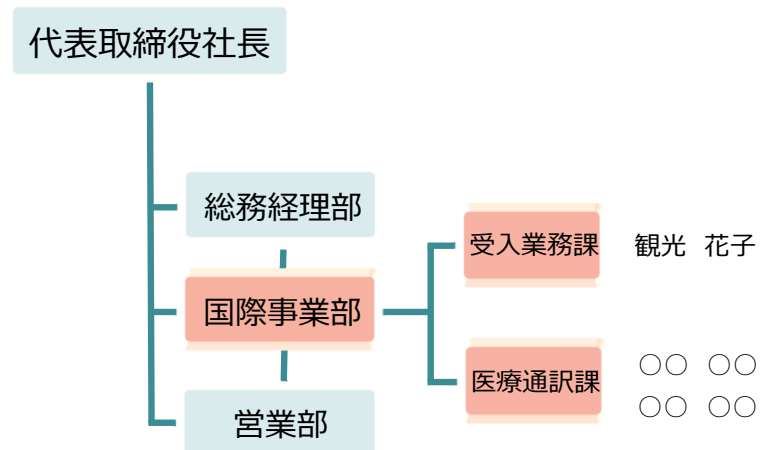
提出書類

✓ 外国人患者等の受入業務部門の組織図

- 具体的な部門名を記載し、法人組織全体における当該部門の位置付けが分かるように記載してください。
- 具体的な部門名がない場合は専任者の氏名を記載してください。

〈例〉

外国人患者等の受入業務部門の組織図



〈参考〉登録基準 第二条第三号

外国人患者等及び同伴者の受入業務を取り扱う専管部署があり、又は専任者を置いていること。

提出書類

- ✓ 外国人患者等の受入業務部門従事者の役職を併記した名簿

〈例〉

- 該当する従事者について以下の項目が分かるように記載してください。

➤氏名

➤所属部門

➤役職

➤勤務形態（常勤、非常勤、派遣等）

➤対応可能言語

外国人患者等の受入業務部門の組織図

氏名	所属部門	役職	勤務形態	対応可能言語
国土 太郎		代表取締役社長	常勤	英語
〇〇 〇〇	国際事業部	部長	常勤	中国語
観光 花子	国際事業部 (受入業務課)	課長	常勤	中国語
〇〇 〇〇	国際事業部 (医療通訳課)	課長	常勤	英語
〇〇 〇〇	国際事業部 (医療通訳課)	医療通訳	非常勤	英語 中国語

〈参考〉登録基準 第二条第四号

受入業務の円滑な遂行のため、当該業務に必要な言語の使用能力を有する要員を配置できる体制を整えていること。

最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

提出書類

✓ 直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

○「貸借対照表」の純資産の部合計又は正味財産が、旅行業の区分ごとに定められた基準資産額を満たしていることを確認してください。

参考：「旅行業法」（観光庁ウェブサイト）

決算報告書

自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社

〈参考〉登録基準 第二条第五号

経営内容が健全であって、受入業務の取扱いが安定的に継続できること。

提出書類

- ✓ (別紙 2) 緊急時支援体制 注：既存の書類がある場合には、別紙 2 を使用する必要はありません。
- ✓ 事故処理マニュアル

○ 事故処理マニュアルは、患者及び同伴者について、以下の事態が発生した場合の対処方法（誰が誰に連絡を取るのかなど）を具体的に記載してください。

- ① 院外で患者の容態が急変した場合
- ② 院外で患者及び同伴者が事故やトラブルに巻き込まれた場合
- ③ 患者及び同伴者と連絡が取れなくなった場合又は失踪した場合

注 1：患者及び同伴者の失踪を防ぐための対策についても併せて記載してください。

注 2：医療滞在査証に係る身元保証業務取扱概要「7. 失踪者等の発生」を参考に作成してください。

〈参考〉登録基準 第二条第六号

本邦内のいかなる場所で受入業務に係る緊急事態が発生した場合でも、迅速に対応することが可能な体制を確保し、関係機関への協力を行う等の支援体制を取ることが可能であること。

提出書類

✓ (別紙 3) 申告書

提出書類

✓ (別紙 4) 確約書

- 別紙 3、4 に記載された事項をよくご確認の上、日付及び申請者の氏名の記載（法人による申請の場合、申請法人の名称及び代表者の役職・氏名の記載）がされていることを確認してください。
- 日付が医療滞在査証の身元保証機関登録申請書と同様であることを確認してください。

〈参考〉登録基準 第二条第七号

新たに登録の申請を行おうとする者（法人の場合は、当該法人の役員を含む。）が、過去において、外国人旅行者の不法入国、不法残留等に関与していないこと。

〈参考〉登録基準 第二条第八号

医療滞在査証の適正な運用に必要な限度において、その業務に関し、関係省庁との連絡・調整を真摯に行うことを約すること。

(2) 登録内容の変更等及び旅行業等の廃止に係る手続き

提出書類

✓ (様式2) 登録事項変更届出書

提出書類

✓ (様式3) 廃止に係る届出書

- 変更届出書は、変更となった日から、一ヶ月以内に提出してください。
- 旅行業の更新を行った場合は、登録後の期限を観光庁に速やかにメールにて報告してください。

〈参考〉登録基準 第五条

身元保証機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を観光庁に届け出なければならない。

- 一 登録内容に変更が生じたとき。
- 二 旅行業の更新の登録がなされたとき。
- 三 国内外を問わず、自社又は国内外の関係会社が行政処分を受けたとき。

〈参考〉登録基準 第六条

身元保証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を観光庁に届け出なければならない。

- 一 旅行業を廃止したとき。
- 二 受入業務の取扱いを廃止したとき。

- 申請書類に不備があり、登録までに時間を要するケースが多く発生しておりますので、以下の点にご留意ください。
 - 事前相談を受け付けておりますので、申請書類を作成後、まずはメールにてご連絡をお願いいたします。
 - 外国人患者等の受入れ実績については、申請書類の確認や修正により申請時期が後ろ倒しとなる場合を考慮し、申請月に近い実績から十名を提出してください。
- 事前相談により必要な書類が全て揃っていることが確認された段階で、該当書類に申請日を記入いただき、申請書類一式をメールにて再度送付してください。
- 身元保証書の発行資格の停止の措置を受けた場合に身元保証機関登録リストに再度掲載されるには、措置期間終了後三ヶ月以内に再度登録の申請をいただく必要があります。

各書類の提出先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

➤ **住所** 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

➤ **電話** (代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8925

➤ **メールアドレス** hqt-medical-stay-visa@gxb.mlit.go.jp